



行政書士会報

コスモス

2014.01

COSMOS No. 174



謹んで新年のお慶びを申し上げます

会員皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます

平成26年 元 旦

長崎県行政書士会 役 員 一 同
事務局職員一同



長崎県行政書士会

目次

C.O.N.T.E.N.T.S

新年のごあいさつ			
01	年 所 頭 感	長崎県行政書士会 会長 森田 忠幸	1
		日本行政書士連合会 会長 北山 孝次	2
		日本行政書士政治連盟 会長 中西 豊	3
		長崎県行政書士会 顧問 自民党 衆議院議員 北村 誠吾	4
		長崎県行政書士会 顧問 弁護士 山田 正彦	5
		長崎県行政書士会 副会長 榊屋 可恵	6
ご 報 告			
09	活 報 動 告	平成25年度 執行部の動き	9
		平成25年度 部会・委員会の動き（組織図）	12
		平成25年度 行政書士制度広報月間・PR活動報告	14
		平成25年度 行政書士制度広報月間・監察活動報告	16
		平成25年度 行政書士試験	18
		共催 中小企業経営セミナー開催	20
		平成25年度 一日電話無料相談	21
会員の動き			
22		新入会員ご挨拶	22
		会員の異動（新入・脱会・登録内容の変更・物故会員）	25
お知らせ			
27		業務関係のお知らせ	27
投 稿			
30		研修旅行記 「椎葉村」 雑感・・・ 諫早支部 野崎 省三	30
お願い			
32		職務上請求書の取り扱いについて	32
会員の異動 編集後記			
33		会員の動き・掲示板・編集後記	33

<表紙> 2014年・厳原港での初日の出です。



対馬・厳原港での「2014年・初日の出（7時28分）」です。国内の元日の日の出時刻は、最も早いところは東京都小笠原村「南鳥島（最東端）」で5時27分、最も遅い時刻が沖縄の「与那国島（最西端）」7時32分でした。（日本気象協会HP） 対馬の位置がいかに最西端に近いかがわかります。当日は風も強く雲の合間から少し遅れてのご来光でした。（撮影：黒瀬勝弘）

長崎県行政書士会会員数

男性会員	329	名
女性会員	30	名
計	359	
法人会員	2	

平成25年12月20日現在

行政書士プライバシーポリシーの 確立と・・・管理の徹底を！！

長崎県行政書士会 会 長 森 田 忠 幸



新年あけましておめでとうございます。

ご家族とともに健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会の事業運営に対し、会員皆様方のご理解とご協力を賜り誠に有り難うございます。衷心より厚く御礼申し上げます。

昨年、環境問題については、中国大陸よりの大量の大気汚染物質 PM2.5 の飛来問題。県内では、諫早湾干拓事業について、潮受け堤防排水門の開門仮処分の差止め判決がありました。経済面でも、シャープがサムスンと資本提携を発表する等、又、本年は消費税 8 % に伴って、他の税も施行される予定であります。

政治においては、参議院選挙結果により、日本の政策が今後大きく変わろうとしています。安倍内閣による TPP 交渉参加の表明がなされました。法改正の面では、民法第 900 条（法定相続分）第 4 号ただし書の規定について、最高裁の決定がなされました。

一方、長嶋茂雄氏や松井秀喜氏に国民栄誉賞。富士山が世界遺産に登録内定。2020 年・夏季五輪開催が東京に決定する等々、話題多き年でもありました。

本会の事業運営におきましては、先ず、隣接 7 士業（弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、税理士会、社会保険労務士会、不動産鑑定士会、行政書士会）との交流会を行い、各専門家による無料相談会と意見交換会を実施いたしました。又、長崎県商工会議所、日本政策金融公庫と連携をし、中小企業経営の支援をすべくセミナーを開催いたしました。本セミナー開催では、行政書士が中小企業の支援業務に深く関わっていることを内外に大きく PR することが出来ました。次に、経営審査受託業務がこれまで随意契約による受託であったのが、一般競争入札による初めての参画でありました。

在留中国人に対する相談業務を今年から FAX により受付の開始。中国駐長崎総領事を表敬訪問後に、「中華人民共和国成立 64 周年、日中平和友好条約締結 35 周年」記念祝賀会に招待されました。運輸関連業務では、プロジェクトチームによる自販連との対話についての協議を重ね、自販連の事務局長及び専務との協議を経て、自販連会長との対談が実現をし、今後も、引き続き会合を開催することで合意をしています。

次に、本会の暴力団等排除対策委員会と長崎県警との協議会が開催され、今後、研修会と各会員の事務所への対応を進めていくことを確認いたしました。

研修会については、新入会員研修会とコンプライアンスについて実施をし、日行連のビデオ・オン・デマンド研修システムが今期よりスタートしました。

本会としましては、今後、資質の向上と幅広い業務分野に精通し、会員各位がご活躍できる環境を皆さんとともにつくって参る所存であります。

本年も厳しい環境にあると思われませんが、会員一人一人の皆様が行政のエキスパートとして揺るぎない将来にむけて、一丸となり頑張っていきたいと思ひます。

最後になりましたが、会員皆様方のご健康と限りないご多幸をお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

行政書士制度のさらなる構築に向けて

日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次



平成26年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、全国の行政書士会ならびに会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力賜わるとともに、行政書士制度の発展にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

新年を迎えたいま、これまで遂行してきた事業を踏まえた上で、気持ちを新たにして、私自身の会長3期目の総仕上げに向けた1年とすべく、次の重要課題に取り組んでまいりたいと考えています。

昨年 の 定 時 総 会 で お 約 束 し た 「 長 期 計 画 （ グ ラ ン ド デ ザ イ ン ） の 策 定 」 に つ い て は、法改正項目の精査をはじめ、業務ごとの専門性の向上（マイスター制度）、業務執行体制の見直し、法教育の推進を含めた社会貢献活動など、制度の進むべき道を多面的に検討し、会員の皆様とともに、長期計画を作りあげてまいります。法改正の推進については、行政不服申立て代理権の獲得を最重要課題として引き続き推進します。また、制度の目的規定、日行連・単位会の目的規定の整備を要望することについて検討し、長期会費滞納者の登録抹消にも道筋を付けたいと考えています。

また、中央研修所では、既にビデオ・オン・デマンドシステムの運用を開始しました。今後コンテンツの充実を進めることで、会員の皆様の受講機会の均等化と研修内容の均質化を図ってまいります。

職域の確保・拡大にあたっては、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の中間登録展開や他団体等による業務侵害等に毅然とした対応を取るとともに、中小企業の経営支援などに注力してまいります。

加えて、福島事務所の運営を中心とした震災復興支援については、これを継続するとともに、日行連におけるBCP、事前の危機管理対策を検討してまいります。

最後に、大きな課題として日行連の本部機能を中央官庁近くに移転する計画があり、昨年 の 理 事 会 で 協 議 い た だ い た と こ ろ で す。行政書士制度のさらなる発展のため、制度の心臓部である日行連本部を立地面、機能面から充実させたものとし、「攻めの移転」を実現させたいと思っています。

会長として、引き続き全国会員の先頭に立ち、間断なくまい進することをお誓い申し上げます。併せて、新たな年が長崎県行政書士会ならびに会員の皆様にとって益々発展の年となりますように祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。



日本行政書士政治連盟 会長 中西 豊

新年あけましておめでとうございます。

平素より森田支部長をはじめ、長崎県支部の会員の皆様には、日本行政書士政治連盟の活動に特段のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、定期大会で会長に選任頂き、初めての政治連盟会長としての職務に携わらせて頂きました。それから半年が経過した現在、諸先輩である歴代会長の経験と実績に学びながら、日々、直面する諸課題に取り組んでおります。

昨年、7月の参議院議員選挙については、大会後初めて迎える選挙でしたが、本政治連盟が推薦した自民党を始めとする各党の候補の多くが当選を果たされました。投票日には、東京に事務所のある推薦候補を当選と同時に廻り、お祝いのお花を贈呈しました。

その後、大阪府堺市と兵庫県神戸市の首長選挙についても、応援をさせて頂きました。特に神戸市長選挙は、元総務省自治行政局長が立候補されており、兵庫県支部と協力し、出陣式には、私も北山日行連会長と共に現地入りし活動いたしました。激戦の結果、無事当選されたのは嬉しい限りです。

また、組織内的には、委員会を4つに再編したことに伴い、また、地域における政治連盟活動を拡充するため、全国を6ブロックに分け各地区に「地区担当会長代理」を新設しました。今後の地域での政治活動及び選挙活動をより活発化させるための担い手となって頂くことが期待されています。

行政不服申立て代理権に係る行政書士法改正の推進については、現在、各資格者団体との調整を含めて自由民主党行政書士制度推進議員連盟を中心にその他の各党の議員連盟とも協調しながら進めています。

重要法案の成立が急がれた昨年秋の臨時国会は短期間で終了して叶いませんでしたが、1月24日からの通常国会で成立させるべく全力で活動して参ります。

今年も、政治連盟は、行政書士制度の充実・発展のため、各方面に積極的に活動して参りますので、旧倍のご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、長崎県支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

長崎県行政書士会 顧問
行政書士制度推進議員連盟所属
自民党 衆議院議員 北村 誠 吾



本年も また 長崎県行政書士会の会報誌「コスモス」誌上での年頭ご挨拶の機会を与えていただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。

会員皆様方におかれましては、お健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

日本行政書士会連合会のホームページをあけますと、まず、『暮らしを支える、4万人の力。あなたの街の法律家、「行政書士」が皆様の御相談にお応えします。』とのキャッチコピーが目飛び込んで来ます。北山孝次連合会長さんのご挨拶も「全国 42,000名の行政手続等に関する法律と実務のスペシャリストがあなたをサポートします。」で始まります。

行政書士さんの業務は、大別すると《官庁と国民の橋渡しの業務一般》と、《私人間の権利義務に関する業務一般》の2種類で、その業務範囲は極めて広いものがあります。今後、更にその業務範囲は拡大してゆくことは必定で、まさに『あなたの街の法律と実務のスペシャリスト・・・行政書士』の役割は、我々国民の暮らしを支えるものとして、格段に大きなものになってまいります。

一方で、官公署への各種申請手続きに電子申請システムが導入されることにより、国民にとっては利便化が図られつつあるといえましょう。お役所の窓口でも とても丁寧に助言的な行政指導を行うよう心がけておられるようです。こうした流れの中では、行政書士さんとしては、今後は単純な電子申請に変えられない複雑な許認可申請等の行政手続きを業務の一つの柱とすることになりましょう。

業務範囲が拡大することに伴い、私人や企業に対する影響力も飛躍的に大きくなって参りましょう。その中で、行政書士としての能力・質が問われることになります。

更なる実務研修・専門性の習得が求められる所以であります。倫理研修制度の更なる充実も重要課題と思われれます。

このように、業務の拡大と比例して行政書士さんに求められるものが高く・広がってまいります。こうした中、長崎県行政書士会様が、行政書士業務の基礎・実務研修の充実に積極的に取り組まれ、その実を挙げておられることは、誠に意義あることであり、深く敬意を表するものであります。

個々の行政書士さんにおかれましても、今後ともさらに研鑽を重ねられ、『頼れる身近な 街の法律アドバイザー』としての地位を確固たるものにして行っていただきたいと存じます。

末筆ながら、森田忠幸会長様始め会員皆様様のご健勝・ご多幸を心より祈念申し上げて、年頭のご挨拶をさせていただきます。



長崎県行政書士会 顧問 弁護士 山田 正彦

明けましておめでとうございます。

昨年は皆様方には、参議院選挙で大変ご迷惑かけて申し訳ございませんでした。

私としてはどうしても、T P Pの交渉参加が大変気になって何としても阻止しなければならぬとの一心から戦わせていただきました。

改めてお詫び申し上げます。

T P Pは行政書士の皆様方にも影響が出てまいります。

29 章のうち 1、越境サービスの章では、ライセンスや国家資格の相互乗り入れを認めなければならない規定があります。

それだけならまだしもですが、公共工事の設計の入札も英語と自国語でやらなければならないように公募なども英語が求められて海外の資本にも門戸を開放しなければなりません。

ただここきて、T P Pの交渉は雲行がおかしくなってきました。

米国では憲法上、外交交渉権限は大統領ではなく連邦議会にあります。T P Pを妥結させるためには大統領に一括して外交交渉権限を与える T P A 法案を議会で可決しなければなりません。

それが下院の与党民主党議員 201 名のうち 166 名が反対の書簡を大統領に送り付けています。共和党は勿論、反対ですからこのままでは T P A 法案は通りません。

そうなれば米国が T P P 交渉の批准ができなくなります。

米国がこうなったのは、秘密協定の内容に 9 月から米国の議員ならだれでもアクセスできるようになったからです。マレーシアも議員には内容にアクセスできるようになります。

日本もそうなれば世論も変わります。ところが、特定秘密保護法を強引に可決するなど、安倍政権のガードは固いのです。

私は T P P 秘密協定 29 章のうち 13 章についてリークされた内容をいただいています。

それをもとにして、「T P P 秘密交渉の正体」をこの 12 月に出版しました。

是非一読いただければ有難く思います。

皆様方にとって、今年も実り多い年になりますように、心からお祈りします。



会としてのコンプライアンス ～独占禁止法～

長崎県行政書士会 副会長 榊屋 可 恵

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方の旧年中の会務へのご高配に、心より御礼申し上げます。

さて、年始早々、少々堅苦しいお話となりますが、副会長を拝命して早8ヶ月、矢のように過ぎる時間の中で私なりに会のためと思い活動しましたことの1つに「会務のコンプライアンス」というテーマがございます。

法律専門職の事業者団体である当会において、万が一にも会務として行うことが法に抵触するようなことがあってはならないと思い、公正取引委員会の担当官様を訪問する等の活動を行いましたので、このような活動を踏まえて得た所感を、この場をお借りしてご報告させていただこうと思います。

【独占禁止法上の資格者団体に関する定義】

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）では事業者団体による競争制限行為を禁止しています。私ども行政書士会は「資格者については、国民の権利の確保、取引の適正化等のために設けられた公的制度に基づくものであるが、報酬を得て役務を反復・継続して提供するなど業として経済活動を行っている場合には、独占禁止法にいう事業者に該当する。資格者団体は、資格者の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るための事務を行うことを目的として設立されているものであるが、事業者たる資格者を会員として、業務に関する研修、業務の改善等のための調査研究等、会員の共通の利益を増進するための活動を行っている。このような活動を行っている資格者団体は、独占禁止法における事業者団体に該当し、独占禁止法の適用をうける」（平成13年10月24日「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方（以下「法上の考え方」という）」第1資格者団体と独占禁止法より）と「法上の考え方」では定義付けがなされております。

つまり、長崎県行政書士会という団体は、独占禁止法の適用を受ける事業者団体に該当するということになります。

さらに、「法上の考え方—第1資格者団体と独占禁止法」は、「特に、資格者団体については、強制入会制度が採られており、資格者は団体へ入会しなければ業務を行うことができないことから、資格者団体において競争制限的な活動が行われた場合には競争に与える影響が一層大きなものとなる。このため、資格者団体が行う活動については、会員の機能又は活動を不当に制限したり、需要者の利益を不当に害するものとならないよう十分注意する必要がある。」と述べ、資格者団体に厳重な注意喚起を行っています。

【具体的な禁止行為】

会務を行っておりますと会員の方々から会に対する様々なご要望を頂戴し、そのご要望に対し誠実にお応えすることが、副会長として重要な職務だと考えております。

しかしながら、稀に「とあるAという業務分野につき、会がAセンターのような部署を組織し、かかるセンターで仕事を一括受注し、センター構成員である会員にその仕事を配分した上で、仕事の配分を受けたセンター構成員が、顧客に対して法務サービスの提供ができるという形にしてください。」等のご要望がございます。このような事業形態は、講学上、「共同販売」といい、「共同販売」は、競争者間での価格や産出量の調整を必然的に伴うことが多いため、A業務を既存業務として活動をしている、前述のようなセンターの構成員以外の会員の事業を市場から排除する可能性があることから、独占禁止法に抵触する懸念が著しく高まります。

以下、独占禁止法において禁止されている行為に抵触するおそれのある具体的な事例の一部を挙げてみます。（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」より）

①「価格制限行為」

事業者団体が役務の供給価格を決定し、又はその維持若しくは引き上げを決定すること。これにより市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、このような行為は原則として独占禁止法第8条第4号又は第5号の規定に違反する。

②「数量制限行為」

構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の数量を制限すること。事業者団体が、このような数量に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、このような行為は、原則として独占禁止法第8条4号の規定に違反する。

③「受注の配分、受注予定者の決定等」

構成事業者間で、受注を配分し、又は受注予定者もしくは受注予定者の選定方法を決定すること。（原則として独占禁止法第8条第4号の規定に違反する。）

④「共同販売等」

商品又は役務に係る共同販売、共同購買又は共同生産の事業を行うこと。

⑤「共同事業への参加の強制等」

反対に「原則として違反とならない行為」は下記です。

「当該産業全体への理解増進のための広報宣伝活動、福利厚生活動、社会文化活動等、市場における競争に与える影響が乏しい共同事業を行うこと。」

【会としてできること】

以上のように、「長崎県行政書士会」のような一業務分野につき市場を支配する可能性がある団体が市場に介入することは、独占禁止法違反となるおそれがあります。

行政書士会等の資格者団体は、業界全体のイメージアップ等につながる広報宣伝活動等の、市場競争に影響を与えない行為をすべきものと思われますため、会として積

極的に事業活動に介入することが難しく、「会員の収入の安定のための会務」を行う上では大変に悩ましい問題です。

しかしながら、個人行政書士あるいは行政書士法人等が業務の研鑽を積み活躍され、「A という業務＝行政書士」という社会的イメージに繋がることは、長崎県行政書士会を構成する全ての会員の皆様方にとっても利益となることであり、ひいては長崎県行政書士会にとっても大変に喜ばしいことだと考えます。

このようなことから、私としましては、「会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡の事務を行うこと」という行政書士会の目的に沿った形で、こういった熱心な方々のバックアップを会として全力で、且つ円滑に行うことができる仕組み作りを、副会長として行っていきたいと考えておりますことを、年頭のご挨拶に加え、抱負として述べさせていただきます。

(参考 HP)

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/shikakusha.html>

(公取委 HP 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方)

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>

(公取委 HP 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0054.html>

資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方

はじめに

1 法律上、業務独占が認められている事務系の専門職業のうち、公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士の8資格については、資格者を会員とする団体の設立が義務付けられ、資格者には当該団体への入会が義務付けられている(本考え方においては、このような性格を持つ8資格の団体を「資格者団体」という。)。また、資格者団体は、法律上、会員の品位保持、会員の研修等について会則を定めることとされており、会員には、会則の遵守が義務付けられている。

資格者団体については、平成13年3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」において、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、制度の在り方等の見直しを行うこととされ、各省庁・各団体において見直しが進められているところであるが、前記のとおり法律に基づき自主規制を行うこととされている資格者団体の活動と独占禁止法との関係が分かりにくくなっているとの指摘がなされており、また、資格者団体の活動が独占禁止法に違反するおそれがあるとして公正取引委員会が警告した事例もある。

このため、公正取引委員会は、資格者団体による自主規制の見直しやその見直し後の適正な活動に資するため、資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方を取りまとめ公表することとした。

2 …………… [略]

※公正取引委員会 HP より一部抜粋

平成25年度 第1回九地協会長会議

日時 平成25年7月27日（土）13：30～17：00
場所 長崎市「にっしょうかん新館」

鎌田九地協副会長（鹿児島会会長）の開会のことばで開会され、蓑原九地協会長（宮崎会会長）挨拶、森田会長（開催県会長）挨拶後、蓑原九地協会長の議長により会議が進められた。

会議次第により、協議事項として、(1) 平成25年度事業計画（案）、(2) 平成25年度収支予算（案）が審議されそれぞれ原案を承認。続いて、報告事項として①平成24年度事業、②平成24年度収支決算及び監査が上程審議され、それぞれ原案どおり承認された。

その他の案件として、各单位会より提出された下記の事項について、情報交換等協議がなされた。

- ①職員賃金規定について（熊本会）
- ②非行政書士排除のプレートについて（大分会）
- ③出張封印の各県会の対応について（大分会）
- ④南海トラフ等の地震災害に対する各県の対応と協力依頼（大分会）
 - (1) 各県会会員に対して災害時に対する対応等の指導又はマニュアルを準備しているか。
 - (2) 災害時における事務局の対応についての決まり事等がありますか。
 - (3) 県及び市との協議や協力体制は整えていますか。
 - (4) 南海トラフ地震に対して、国や自治体より早期の対応が各団体へ呼びかけられているなか、もしもの場合に九地協において、協力体制を整えて頂く事をお願いします。（要請）

会議……SnapShot

第1回九地協会長会議



平成25年度 第1回合同部会・委員会

日時 平成25年9月17日（火）13：30～
場所 長崎県勤労福祉会館 4階 中会議室

【会議の内容】

- 議題 1.部員・委員の委嘱
2.平成25年度 部会・委員会の運営について
3.その他

会議……SnapShot

第1回・合同部会・委員会

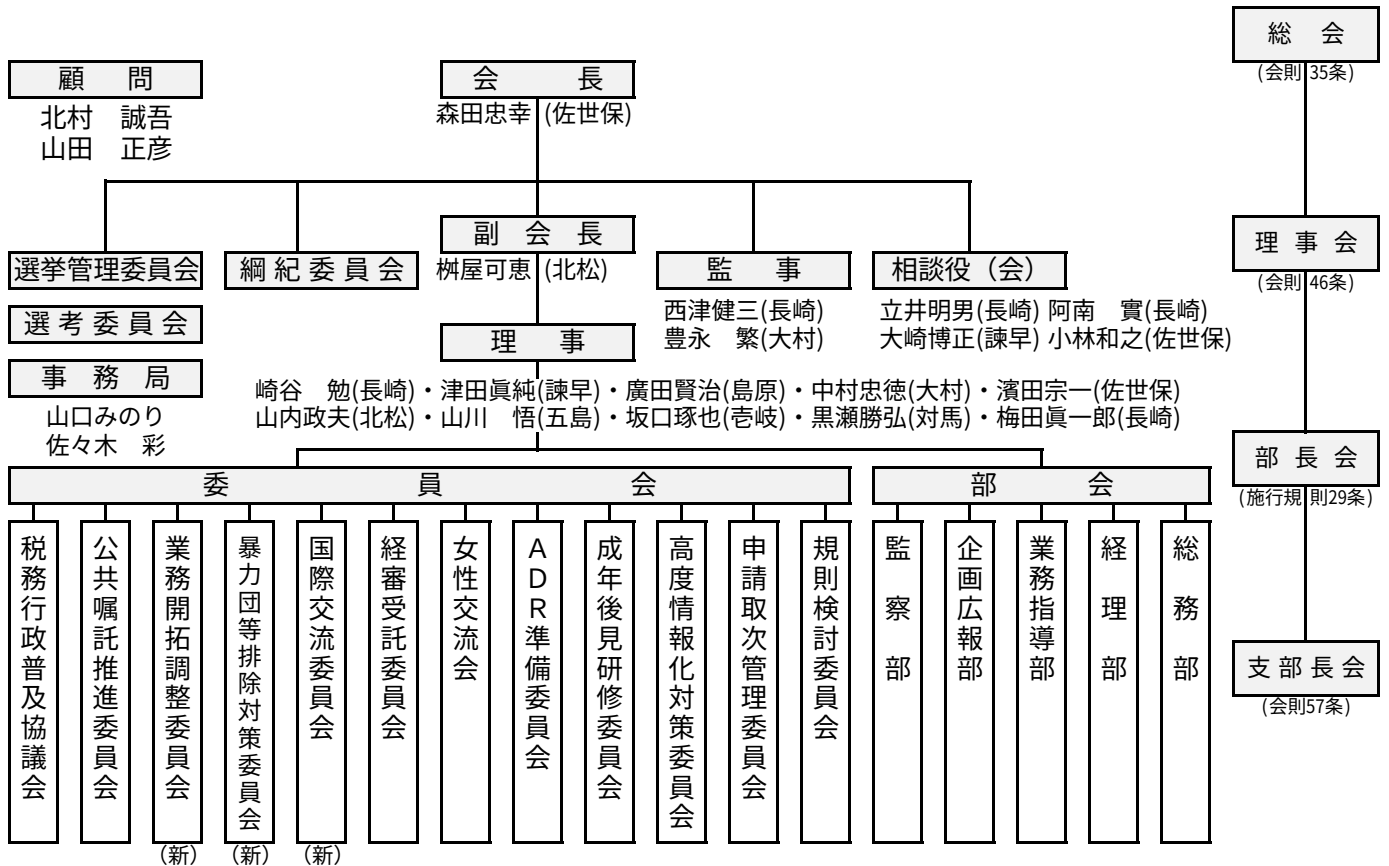


本年度の各部各委員会の皆さんが一同に会し、榎屋副会長より開会の挨拶を述べ各部員、各委員に委嘱状が交付されました。つづいて、森田会長よりの挨拶後、各部会、各委員会に分かれて和やかに話し合いが進み、最後に決まった内容をそれぞれ発表し会議を終了しました。



長崎県行政書士会組織図

執行部の動き



支部 (9支部・平成25年12月20日現在)									
長崎 153 名 崎谷 勉	諫早 32 名 久保 正盛	島原 37 名 廣田 賢治	大村 27 名 岸川 利夫	佐世保 55 名 濱田 宗一					
北松 17 名 山内 政夫	五島 24 名 山川 悟	壱岐 5 名 坂口 琢也	対馬 9 名 黒瀬 勝弘	計 359 名 ※下段 支部長名					

部会・委員会 構成員名簿 (下線は部長・委員長を示す。)									
総務部		経理部		業務指導部					
崎谷 勉 (長崎)	崎村 直純 (長崎)	崎谷 勉 (長崎)	石井 計行 (長崎)	濱田 宗一 (佐世保)	牟田幸一郎 (佐世保)				
白倉 容代 (諫早)		一樂 正弘 (大村)		香椎 晃 (長崎)	淡田 和幸 (長崎)				
企画広報部		監察部		規則検討委員会					
黒瀬 勝弘 (対馬)	諫山淳一郎 (佐世保)	中村 忠徳 (大村)	布江 勇樹 (長崎)	廣田 賢治 (島原)	山内 政夫 (北松)				
今里 佳重 (長崎)	佐々木 彩 (事務局職員)	末永 広幸 (佐世保)	川添 恵嗣 (五島)	知念 近海 (長崎)					
申請取次管理委員会		高度情報化対策委員会		成年後見研修委員会					
坂口 琢也 (壱岐)	濱田 宗一 (佐世保)	黒瀬 勝弘 (対馬)	諫山淳一郎 (佐世保)	濱田 宗一 (長崎)	大久保利信 (島原)				
前田 邦克 (長崎)	廣川 梯介 (長崎)	北川 亮 (長崎)		川崎 勝 (五島)					
ADR準備委員会		女性交流会		経審受託委員会					
山川 悟 (五島)	弓削 和徳 (長崎)	伊澤美津紀 (佐世保)	吉田 悦子 (佐世保)	津田 真純 (諫早)	小野 格 (長崎)				
梅枝眞一郎 (長崎)		今里 佳重 (長崎)		諫山淳一郎 (佐世保)	鹿島 鋭治 (長崎)				
国際交流委員会		暴力団等排除対策委員会		業務開拓調整委員会					
梅枝眞一郎 (長崎)	橋本 剛 (長崎)	桝屋 可恵 (北松)	崎谷 勉 (長崎)	山内 政夫 (北松)	中川 忠則 (島原)				
黒瀬 勝弘 (対馬)	伊澤美津紀 (佐世保)	濱田 宗一 (佐世保)	黒瀬 勝弘 (対馬)	上田 篤 (島原)	三浦 正司 (大村)				
		野崎 省三 (諫早)		宗 藤人 (五島)	田口 一信 (大村)				
				橋本 剛 (長崎)					
綱紀委員会		選挙管理委員会		関連団体					
濱口 俊幸 (長崎)	武富 為厚 (諫早)	吉川 俊雄 (長崎)	高島 典之 (諫早)	コスモス成年後見					
伯川 光子 (島原)	尾方 雅文 (大村)	古川 武 (島原)	満島 貫二 (大村)	サポートセンター長崎県支部					
伊澤美津紀 (佐世保)	前田 治義 (北松)	大島 雅幸 (佐世保)		支部長 山口 克彦 (長崎)					

平成25年度 部会・委員会の動き

企画広報部

□ 企画広報部会（事前協議）

日時：平成25年8月8日（木）13:00～

場所：本会事務局会議室

【協議事項】

1. 会報誌コスモス「第173号」編集について

□ 第1回・企画広報部会

日時：平成25年8月20日（木）13:30～

場所：本会事務局会議室

【協議事項】

1. 会報誌コスモス「第173号」原稿について

2. 今後の会報誌の内容について

3. 会報誌と本会ホームページの連動について

4. その他



□ 第2回・企画広報部会

日時：平成25年11月25日（月）13:30～

場所：本会事務局会議室

【協議事項】

1. 会報誌コスモス「第174号（新春号）」の発刊に向けて

4. その他

□ 第3回・企画広報部会

日時：平成26年1月10日（金）13:30～

場所：本会事務局会議室

【協議事項】

1. 会報誌コスモス「第174号」編集について（最終編集会議）



中間監査

□ 平成25年度中間監査

日時：平成25年10月15日（火）13:30～

場所：本会事務局会議室

【中間監査】

1. 平成25年度の中間監査が西津健三、豊永繁両監事により、森田会長、事務局職員立ち会いのもと関係帳簿等の監査が実施されました。

総務部

□ 第1回総務部会

日時：平成25年11月5日（木）15:00～

場所：本会事務局会議室

【協議事項】

1. 会員名簿の作成について

2. 長崎県行政書士会規定様式等の検討について

□ 第2回総務部会

日時：平成26年1月10日（金）15:30～

場所：本会事務局会議室

【協議事項】

1. 会員名簿の作成・最終編集会議



高度情報化対策委員会

□ 第1回高度情報化対策委員会

日時：平成25年11月7日（木）13:30～

場所：本会事務局会議室

【協議事項】

1. 今年度の事業計画について

2. 本会ホームページのリニューアルについて

3. その他

高度情報化対策委員会

□ 第2回高度情報化対策委員会

日時:平成26年1月10日(金) 13:00～

場所:本会事務局会議室

【協議事項】

1.本会ホームページのリニューアルについて

暴力団等排除対策委員会

□ 第1回委員会

日時:平成25年12月18日(水) 13:30～

場所:本会事務局会議室

【協議事項】

1.委員の紹介について

2.事前の理事による長崎県警察本部への表敬訪問もあり、会合には刑事部組織犯罪対策課の課長補佐様もご出席、長崎県における暴力団対策の現状や暴力団排除条例につきご説明いただくとともに、意見交換をさせていただくことができました。

その後、長崎県行政書士会としても暴力団排除宣言を採択することを決定致しました。

3.今後の活動について

来年度に下記の活動を行うことを目標とし、今年度はそのための委員会規則の整備及び来年度予算要求等につき、再度会合を開く予定です。

記

① 会員向け「暴力団等排除条項」の発信

② 公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターを招いての不当要求防止責任者講習会の開催

③ 県内各地区の警察署等へ表敬訪問(地区単位での連携促進)

【暴力団等排除対策委員会】

委員長 梶屋 可恵(北松支部)

副委員長 濱田 宗一(佐世保支部)

委員 崎谷 勉(長崎支部)

同 野崎 省三(諫早支部)

同 黒瀬 勝弘(対馬支部)

暴力団排除宣言

私達、長崎県行政書士会の会員は、長崎県行政書士会暴力団等排除対策委員会発足の趣旨にのっとり、勇気を持って

○「暴力団と交際しない」

○「暴力団を恐れない」

○「暴力団に金を出さない」

○「暴力団を利用しない」

以上のことを遵守し、暴力団の介入しない安全で安心できる健全な行政書士業務の遂行及び積極的な暴力団排除活動を推進し、市民生活の安全に寄与することをここに宣言する。

平成25年12月18日

長崎県行政書士会
暴力団等排除対策委員会



平成25年度 行政書士制度広報月間・PR活動報告

I. 電話無料相談

日時 場所等	日 時	場 所	回答スタッフ（延人数）
	10月1日	長崎県行政書士会事務局	1 名
	10月1日～11日	各会員事務所	8 6 名
	10月2日～30日	長崎支部事務所	5 名
告知方法・実施方法	・電話帳（タウンページ、長崎市立図書館パンフレットに掲載・ふれあい掲示板（市内9箇所）へポスター等掲示・官公署（11庁）へポスター掲示依頼【長崎支部】 ・島原新聞へ掲載・雲仙市、島原市・南島原市の広報誌へ掲載【島原支部】 ・平戸市広報誌各官公署窓口チラシ【北松支部】 ・電話及び各事務所面談【五島支部】 ・地元新聞に広告掲載【壱岐支部】 ・対馬市広報誌9月号へ掲載、関係個所へポスター掲示（長崎県対馬振興局長、対馬市総務部長、各出先事務所長、対馬市交流センター管理者宛、同制度PR文書提出並びにポスター掲載依頼）【対馬支部】		
問題点等	・相談数としては少ないながらも相談がある限りは継続していく必要がある。 ・告知方法として上記を行っているが、近年は公共団体関連や他士業においても同様の窓口等を設けるところが増えていることもあり、長崎支部の相談窓口だけ軒並み相談数を増加させるという方策を講じることは困難【長崎支部】		

II. 対面無料相談

	日 時	内 容 / 場 所
実施概要	10月 5日	無料相談 諫早市民センター・西諫早公民館【諫早支部】
	10月 6日	無料相談 佐世保市江迎町 江迎地区公民館【佐世保支部】
	10月 9日	なんでも無料相談会 愛野公民館【島原支部】
	10月 9日	無料相談 大村市役所 市民110番相談室【大村支部】
	10月13日	無料相談 新上五島町 石油備蓄記念会館【五島支部】
	10月24日	無料総合相談所 佐世保市役所13階大会議室【佐世保支部】
	10月25日	なんでも無料相談会 霊丘公民館【島原支部】
	10月30日	一日総合相談所 ムカつきまち5階 市民生活プラザホール【長崎支部】

III. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

項目 相談件数	権利義務・事実証明								許認可関係							
	遺言・相続	各種契約	記録・証明・内容	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他	合計	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	その他	合計
電話相談	6	2		1	1		6	16				1			4	5
対面相談	19	2		9			6	36				3			1	4

その他相談事例

- ① 賃貸借関係：借家の鍵を開けられ盗難されたこと等により大家との折合いが悪くなり市営住宅に転居したいと考えてるがどうしたらよいか。
- ② 相隣関係：先代同士の話し合いで隣家私有地下に自宅への下水道管が敷設されているところが、この度隣家から下水道管の撤去を求めている。
- ③ 交通事故：事故から1ヶ月経つのに相手から何も言っていない。
- ④ 取得時効：相続人の一部から土地の取得時効主張の訴訟を提起されてその対応について【長崎支部】
- ⑤ 道路位置指定に関する相談【大村支部】
- ⑥ 孫が居座って家の大部分を占領し、老夫婦が狭い場所で生活している。どうすればよいか。【佐世保支部】
- ⑦ 里道の付替について【北松支部】

無料 ズ相 談 係	イベント・グッズ		会場設置数 又は配布数	本会 事務 所	支部 事務 所	公的 施設	駅 店頭	会員 事務 所	その他	その他の事例	
	電話無料相談会場数			1	24					・ポスター、チラシ配布 長崎市ふれあい掲 示板への掲示(長崎支部)・ポスター配布 大村市9枚 川棚町3枚 東彼杵町 3枚 (大村支部)・ポスター配布 振興局 保 健所 壱岐市本庁 3支所 警察署(壱 岐支部)	
	対面無料相談会場数				18	6	1	4			
	ポスター配布枚数				7	62		87	9		
	チラシ配布枚数				180				9		
	その他のPRグッズ 配布数										
媒体 活用 関係	媒 体		件 数	活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例						経費 (円)	
	自治体広報誌		5	・広報誌サックス 新聞折込チラシ(大村支部)・雲仙市、島 原市、南島原市の広報誌(島原支部)・平戸市広報誌 (北松支部)・公報しんかみごとう(五島支部)・市報(対 馬支部)						26,250	
	新 聞	広 告	5	・ナイス諫早(諫早支部 相談会1～2週間前掲載)・島原 新聞(島原支部)・タウン誌「ライフ佐世保」(佐世保支部) ・壱岐新報、壱岐日々新聞(壱岐支部)						120,900	
		報 道									
	テ レ ビ	広 告	1	テレビ 佐世保で30秒CM12回(佐世保支部)						無料	
		報 道									
	ラ ジ オ	広 告	1	FMおおむら 行政書士紹介・業務内容等 (大村支部)						17,640	
		報 道	1	新上五島町ラジオ放送							
	配布物 (種 類・数)、そ の他		タウン誌を町内会の配布物と一緒に各家に配布2,000枚(佐世保支部) サックス配布枚数 大村市24,000枚、東彼杵町・川棚町6,000枚(大村 支部) チラシ660枚(北松支部)						9,000		
									経費の合計		173,790
そ の 他 の 広 報 活 動	社 会 貢 献	A D R 関係			成年後見関係						
					大村支部研修会 10月4日 おおむら夢ファーム「シュシュ」研修室 (講師)大村市社会福祉協議会 事務局次長 山下浩司 様 (内容)「成年後見について」						
	その他のイ ベント等		・有志数名で第2第4土曜日商業施設にて店頭相談(諫早支部) ・官公署訪問(北松支部 佐々町役場・松浦市役所・平戸市役所・中部支所・田平土木・田平 保健所・平戸警察署)								

【総評・今後の課題】

・①従来型のポスター配布型の広報手段と合わせて、今後イベント等を開催するに際しては予算や時間の制約のある中で、支部単独開催の他に官公署や関連団体との共催もしくは後援という形態で開催し、共催(後援)先の広報手段を利用させてもらうという方法も検討すべき

②相談があった場合に単に相談だけで終わらせるのではなく、専門に応じて受任にまで導けるような新たな組織あるいは形態(システム)の立ち上げ等について検討する価値があるのではないかと思う。【長崎支部】

・行政書士の仕事の内容をより多くの人に知ってもらうように活動することが重要である。【大村支部】

・無料相談以外も考えたい。【佐世保支部】

・今年より新聞折込を2年に1度として本年度は折込を止めたところ相談件数が減少した。【北松支部】

・現在は地方公共団体で定期的に行政無料相談会を行っている。行政書士はすべての市町村に数人は必ず開業しているので困ったときはすぐ相談に来る。市役所等は市民にいていねいに相談に応じている。【五島支部】

・相談数は低調であった。弁護士や司法書士の存在、その他市の相談窓口等もあり、仕方ないと思われる。【壱岐支部】

平成25年度 行政書士制度広報月間・監察活動報告

※○印は、各支部より報告のあった活動項目の有無を示します。

1 今年度の重点活動

特に注力したテーマ									
権利義務	事実証明	知的財産	建設業	農地法	運 輸 交 通	風 営 法	入 管 法	開 発 行 為 関 係	公 有 地 係 関
○	○	-	○	○	○	○	-	-	-

特に注力した活動				
無 料 相 談	媒 体 活 用	官 公 署 関 係	関 係 団 体 関 係	そ の 他
○	○	○	○	-



2 月間の「準備期間」「実施期間」

月 間 準 備 期 間	月 間 実 施 期 間
9月1日～9月30日	10月1日～10月31日まで
○	○

3 期間中の摘発・排除活動状況

期間中の「摘発・排除」活動						
注 意	勸 告	警 告	告 訴	告 発	そ の 他	
13	-	-	-	-	-	活動件数
自動車販売店 (別紙)	-	-	-	-	-	対象団体等の名称
車庫証明について 経過措置	-	-	-	-	-	活動の内容 主な成果

4 官公署に対する申し入れ状況

月間実施の援助協力					<文書発出等>				
都道府 県 庁 (部局)	市 町 村	警察本部	警 察 署	保 健 所	土 事 務 所	農 業 委 員 会	陸 運 局 (支局)	入 管 理 局	そ の 他
○	○	○	○	○	○	○	-	-	-

非行政書士の実態調査					<申請書類の閲覧等>				
都道府 県 庁 (部局)	市 町 村	警察本部	警 察 署	保 健 所	土 事 務 所	農 業 委 員 会	陸 運 局 (支局)	入 管 理 局	そ の 他
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

窓口規制表示板					<設置・継続等>				
都道府 県 庁 (部局)	市 町 村	警察本部	警 察 署	保 健 所	土 事 務 所	農 業 委 員 会	陸 運 局 (支局)	入 管 理 局	そ の 他
-	-	-	-	○	○	○	-	-	-

窓口における会員名簿					<交付・差替等>				
都道府 県 庁 (部局)	市 町 村	警察本部	警 察 署	保 健 所	土 事 務 所	農 業 委 員 会	陸 運 局 (支局)	入 管 理 局	そ の 他
-	○	-	○	○	○	○	-	-	-

その他の申し入れ									
都道府県庁(部局)	市町村	警察本部	警察署	保健所	土木事務所	農業委員会	陸運局(支局)	入国管理局	その他
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

主	な	成	果
成果は大きかった	成果は少しあった	成果は無かった	その他
-	○	○	○

※成果不明

5 各種団体等に対する申し入れ状況

月間実施の援助協力					＜文書発出等＞				
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他
○	○	○	-	○	-	○	-	-	-

非行政書士の実態調査					＜申請書類の閲覧等＞				
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

窓口規制表示板					＜設置・継続等＞				
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その他の申し入れ									
自動車販売店協会等	風営・料飲・遊技業組合等	建設業等	商工会等	宅建協会等	税理士会	司法書士会	調査士会	社労士会	その他
○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

主	な	成	果
成果は大きかった	成果は少しあった	成果は無かった	その他
-	○	○	○

※成果不明

6 建設業法に係る許認可申請業務等における監察的広報に関する調査

業務と調査対象	調査結果	課題・所感等
-	-	-

7 今後の課題・総評（今年度の活動を通して、課題として感じられた点及び総評）

課 題	総 評
・個々の自動車販売店に行政書士法を理解していただくことも大切であるが、行政書士会・自販連・警察の相互理解を深めることによって、自然の流れの中で車庫証明業務が行政書士によって行われるシステムを構築することが今後の課題である【大村支部】 ・目立った違反はほとんどない【佐世保支部】 ・経費不足で新聞折込を止めたところ相談件数の激減がみられた。経費をかけずにいかに広報を行うか【北松支部】 ・人員、時間ともに不足していて、十分な活動ができませんでした【壱岐支部】	・事件として取扱う事案、もしくは通報等もなく、官公署等へPR活動を行ったただけだが、概ね好意的な対応であった。【長崎支部】 ・自動車販売店との友好的関係を維持しながら行政書士法を理解していただくように継続的活動を行っていくことが今後とも重要である【大村支部】 

平成25年度・行政書士試験が平成25年11月10日・全国各会場で行われ55,436名が法務と実務のスペシャリストを目指し受験いたしました。本県は、長崎大学文教キャンパスにおいて実施され、366名の方が受験いたしました。

本試験は、長崎県行政書士会が一般財団法人行政書士試験センターから本年度の行政書士試験事務の委託を受け森田会長の下、あらかじめ委嘱を受けた本会会員のサポートを受け会場の設営準備から試験終了まで行い無事終了することができました。

試験実施に先立っては、11月3日同大学キャンパス内会議室においてスタッフ全員による最終打ち合わせ会議が開催され本番に臨んだものです。

合格発表 : 平成26年1月27日(月)

正解等の公表 : 平成26年1月27日(月)

平成25年度 行政書士試験 試験場別受験状況

(平成25年12月2日)

(単位:人)

試験地	受験申込者数	受験者数	欠席者数	受験率(%)	試験地	受験申込者数	受験者数	欠席者数	受験率(%)
北海道	2,420	1,907	513	78.80	滋賀県	870	703	167	80.80
青森県	376	297	79	78.99	京都府	1,555	1,204	351	77.43
岩手県	477	375	102	78.62	大阪府	5,748	4,609	1,139	80.18
宮城県	1,208	911	297	75.41	兵庫県	3,222	2,580	642	80.07
秋田県	289	223	66	77.16	奈良県	553	447	106	80.83
山形県	391	299	92	76.47	和歌山県	481	381	100	79.21
福島県	703	528	175	75.11	鳥取県	156	116	40	74.36
茨城県	922	742	180	80.48	島根県	299	227	72	75.92
栃木県	952	752	200	78.99	岡山県	1,011	812	199	80.32
群馬県	1,111	874	237	78.67	広島県	1,325	1,045	280	78.87
埼玉県	3,681	2,896	785	78.67	山口県	442	344	98	77.83
千葉県	3,332	2,556	776	76.71	徳島県	361	302	59	83.66
東京都	16,232	12,334	3,898	75.99	香川県	504	395	109	78.37
神奈川県	3,951	3,050	901	77.20	愛媛県	584	464	120	79.45
新潟県	949	739	210	77.87	高知県	260	209	51	80.38
富山県	454	355	99	78.19	福岡県	2,776	2,181	595	78.57
石川県	488	378	110	77.46	佐賀県	404	346	58	85.64
福井県	300	241	59	80.33	長崎県	455	366	89	80.44
山梨県	378	306	72	80.95	熊本県	766	609	157	79.50
長野県	948	751	197	79.22	大分県	436	340	96	77.98
岐阜県	782	622	160	79.54	宮崎県	436	360	76	82.57
静岡県	1,524	1,216	308	79.79	鹿児島県	793	629	164	79.32
愛知県	4,326	3,435	891	79.40	沖縄県	684	527	157	77.05
三重県	581	453	128	77.97	全国計	70,896	55,436	15,460	78.19

スナップ・・・
ショット



▲スタッフ一同



▲会場設営



▲会場設営



▲事前協議



▲受験者会場案内

皆さん
お疲れ様でした。

日本政策金融公庫長崎支店／佐世保支店・TKC九州会長崎支部・長崎県社会保険労務士会・長崎県行政書士会・長崎県商工会議所 共催

中小企業経営セミナー

この様なセミナーにも共催として参画し我々仲間が頑張っています！！

日々の経営のなかで、会社を強くするにはどうしたらいいのだろうか？
経営者の皆様は常に考えていることと思います。日々激しく経営環境が変化していくなかで、会社を強くするには正しい現状把握と、それに基づく経営計画を立てることが大切です。
本セミナーでは、信頼される決算書の作り方と、それに基づく実現可能性の高い経営計画のたて方について、下記の内容で「セミナー」が開催されました。

長崎県行政書士会からは、第2部・施策紹介「今知っておきたい！中小企業支援策」、行政書士による各種サポートの紹介部門で、本会、業務指導部の濱田宗一委員長（佐世保）が講演し熱弁を揮いました。

会社を強くする経営計画の立て方！

～認定支援機構から学ぶ！ 信頼される決算書・計画書の作り方～



▲
講演を行う濱田宗一業務指導部長

開催日時：平成25年11月12日（火）13:30～17:00

第1部 講演「経営計画書を作成しよう！」

講師 佐原徹三氏（TKC九州会会員 税理士・行政書士）

第2部 施策紹介「今知っておきたい！中小企業支援策」

○経営者が知っておきたい「伸びる会社の人事労務管理」（長崎県社会保険労務士会）

○長崎商工会議所の中小企業施策（長崎商工会議所）

○行政書士による各種サポートの紹介（長崎県行政書士会）

○日本政策金融公庫の中小企業向け融資支援（日本政策金融公庫 長崎支店（国民生活事業））

第3部 個別相談会（事前予約制）

日本政策金融公庫への金融相談、TKC九州全会員税理士への決算書又は経営計画に関する相談、社会保険労務士への助成金及び社会保険、労働保険の新規加入手続き等に関する相談、行政書士への各種行政手続に関する相談

会場：長崎商工会議所（長崎市桜町4-1 長崎商工会館2F）

定員：80名（先着順）

一日電話無料相談

平成25年度一日電話無料相談を下記のとおり実施いたしました。

平成25年度 一日電話無料相談

長崎県行政書士会

- 1.開設日時：平成25年10月1日（土）午前10時～午後4時
- 2.相談窓口：長崎県行政書士会 TEL：095－826－5452
- 3.相談内容：

① 官公署に提出する書類、その他権利義務・事実証明に関する書類の作成及び相談（相続、遺言、会計記帳、会社設立、農地転用、開発行為、国土法届出、外国人在留資格の変更・期間更新、車庫証明、自動車登録、自賠責保険、食品衛生、建設業、風俗営業、運送業、飲食店営業の許可・認可または更新に関する各申請書類など）

② 行政手続法等（申請に対する処分、不利益処分、行政指導等）に関する相談

4.この件に関するお問合せ

長崎県行政書士会事務局

〒850－0031

長崎市桜町3－12中尾ビル5階

TEL：095－826－5452

URL：<http://gyosei-nagasaki.com>

E-Mail info@gyosei-nagasaki.com



相談対応（電話）は、中村忠徳
（大村支部）監察部長が対応

事務局からのお知らせとお願い

頒布品送料について

（お知らせとお願い）

標記の件について、佐川急便にて送付する際、昨年12月4日まで関係品の送料として300円頂いておりましたが、330円に値上がり致しましたので、誠に恐縮ですが、12月5日より送料を330円とさせて頂いています。

何卒ご了承下さいます様、お知らせとお願いを申し上げます。



地域の中小企業への業務を通じて 長崎の経済に貢献したい

長崎支部 山崎 浩之
平成25年09月15日入会

私が初めて行政書士という職業を知ったのは、大学時代に知人からパンフレットで紹介された時でした。まだ社会人経験もない私は、その知人と行政書士の勉強を始め、必死の勉強のおかげで、1年6か月後、試験に合格できました。

その後、税理士事務所に約10年間勤務してさまざまな経験をしました。

なかでも、中小企業の社長様や個人事業主の方々と接する機会がたくさんあり、そういったなかで「地域の中小企業への業務を通じて長崎の経済に貢献したい」と思い、意を決して平成25年9月、登録に至りました。

行政書士業務は全くの未経験ですが、医療分野や相続、記帳業務、経営コンサルタント業などのこれまでの経験を活かせる業務をまずは行っていこうと思っています。最後になりますが、長崎県行政書士会の方々をはじめ友人やお客様には。開業の際は大変お世話になりました。この場をお借りして心より感謝申し上げます。また、今後も行政書士業を通じて先輩先生や新しいお客様との出会いも、楽しみにしております。

まだまだ若輩者でありますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



仕事の中から自分も一緒に育つ行政書士を目指して

大村支部 岡村 達馬
平成25年07月01日入会

私が行政書士の試験に合格したのは昭和60年度の試験ですから、今からもう28年程前になります。役所の技術員でしたので、建築士・測量士補や宅建主任・土木施工管理士等の国家資格取得も併せて試験に挑戦しておりました。当時は法令用語の「または、及び、若しくは」などに苦慮したことを覚えています。しかし今思えば充実した日々でありました。

退職を2年後に控えたころから、その後の人生について考えるようになりました。もちろん最初に思い浮かべたのは、行政書士でした。自宅で起業できる魅力と、これまでの役所勤務の実務を生かせることも決断の大きな要因でした。

行政書士は昨年7月1日に登録証交付を受け、半年になろうとしています。開業して間もなくの頃から、少しずつご相談と仕事を頂いていますが、これまでお世話になった方々へのご恩返しが出来ればと思っています。ご相談の様々な問題の中から解決法を一緒に見い出しながら業務に取り組んでいます。それから電話を頂きますと、出来るだけ私の方から足を運ぶことに努め、なるべくご不便をかけないように努めています。

私はこの仕事を通じ、少しずつ自分も一緒に成長していきたいと考えています。皆様よろしくご指導ください。

「親切」・「丁寧」を もっとうに！

長崎支部 米澤 康人
平成25年05月15日入会



皆様はじめまして、長崎支部の米澤です。

家庭の事情で県を平成25年3月末で退職することになり、5月に入会いたしました。

県の仕事をしている時も許認可事務の時に「書き方が分からない。」とか「意味が分からない。」と言う人や、資料不足のために何度も足を運ぶ方もいらっしゃいました。その時は丁寧に対応させていただきましたが、官公庁の手続きの複雑さや多様な手続きなど身にしみて感じました。実際、職員として働いていても他の部署の事は経験していない限り分かりません。職員でも分かりにくいのに一般の方はもっと分かりづらいと思います。

そこで、行政書士として行政で働いていたときに携わった特殊車両や道路・河川等の許認可や用地取得関係で勉強した簡単な相続等の知識も生かしながら、他の多くの業種・知識も勉強して一般の方が生活しやすいように頑張りたいと思います。

まだ開業や営業等も分からない私ですが、皆様のご教示・ご支援を受けながら行政書士として恥ずかしくない業務を行いたいと思っていますので、よろしくお願いします。

また、先に記載しましたが土木事業に関することで建設業以外で分からないこと等ございましたら、少しはお手伝いできることもあるかと思っていますので、お気軽にお声掛け下さい。

新入会員ご挨拶

複雑かつ、多様化する社会に素早く対応するため 常に自己研さんに努める努力を！

長崎支部 山崎 三郎
平成25年03月01日入会



公務員の職場を退職して、早いもので4年を経ちましたが、最後の人生の活路として何か自分に役に立つことはないかと考え、昨年の3月に長崎県行政書士会に入会しました山崎と申します。

何分、何もわからずに、この分野に飛び込んだものですから、新人として所属する長崎支部の会合や勉強会など色々な体験をさせてもらっています。

そのような勉強会の中で行政書士の先生方が長年の知識経験を我若輩者に惜しげもなく提供され、各個人ばかりでなく、あえては行政書士会の発展に大きく寄与されていることを、ひしひしと感じ本当に先輩諸先生さまの感謝に堪えません。

行政書士という職域は、本当に幅広く色んなお仕事があることを痛感しましたし、さらにはコンピューターなどの発展により、これから先はますます複雑かつ、多様化する社会に素早く対応するためにも、常に自己研さんに努めなければならないと思っています。

最後に、諸先生様へ、書面をお借りしまして大変恐縮ですが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



「家族の幸せ」・・・

“相続” “遺言” 分野で貢献を！

長崎支部 星野 孝通

平成25年10月15日入会

41年間のサラリーマン生活にピリオドを打ち、1年ほど休養いたしましたが、この間、二人の孫にも恵まれ、私に訪れた新しい形の家族の幸せを楽しませていただきました。会社人間であった私が、子・孫と続く家族の幸せに思いを馳せていることに不思議な感覚を覚えずにはいられませんでした。

「家族の幸せ」といっても無数の形があることは承知しています。

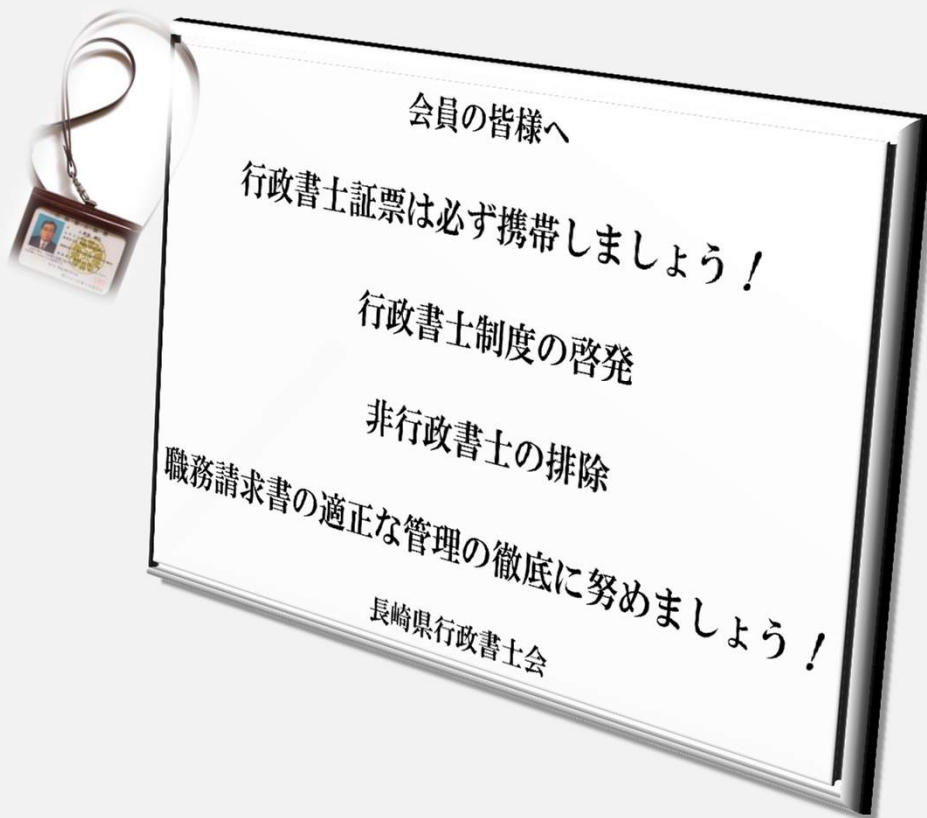
でも、身近なところでこれに貢献できるなら、私の人生にも新たなやりがいが見いだせるという思いが湧き上がってくるのを感じました。

そこで、まずは私自身の身近な問題でもある相続・遺言分野で同世代の人たちのためになれないかと思い、行政書士としてスタートする運びになったわけです。

相続は、うまく行けば家族の幸せを創り出します。でも間違えると家族間の確執を生みます。

私の年代にとっては後者だけは避けたいことですし、前者を是が非でも目指さなければなりません。そのための予防法務的な感覚磨きに日々研さんを重ねて行きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

※新入会員のご挨拶欄は、受付順にて掲載しています。



会員の 新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員 異動

平成25年07月02日～平成25年12月20日

◇ 新入会員 ◇ 下記の方が入会されました。

所 属 支 部	氏 名	事務所所在地	事 務 所 の 名 称	入 会 年 月 日
長崎支部	青木 昭二	長崎市	青木行政書士事務所	平成25年08月01日
々	山崎 浩之	長崎市	山崎浩之行政書士事務所	平成25年09月15日
々	星野 孝通	長崎市	星野行政書士事務所	平成25年10月15日

◇ 退会会員 ◇ 下記の方が退会されました。

所 属 支 部	氏 名	住 所	備 考
長崎支部	藤本 紀一	長崎市	平成25年08月03日 退会 (死亡)
々	小林 一三	長崎市	平成25年10月25日 退会 (廃業)
々	石井 富子	長崎市	平成25年11月30日 退会 (廃業)
島原支部	横田 幸信	島原市	平成25年12月03日 退会 (死亡)
大村支部	入江 了介	大村市	平成25年10月27日 退会 (死亡)
北松支部	久岡 一夫	平戸市	平成25年11月26日 退会 (廃業)
長崎支部	加藤 郷	長崎市	平成25年12月19日 退会 (廃業)

◇ 変 更 ◇ 次の内容が変更になっています。

支 部 名	氏 名	変更箇所	変 更 前	変 更 後
長崎支部	青山 周広	事務所所在地 TEL FAX	〒852-8134 長崎市大橋町8番23号 川原ビル202 095-844-7555 095-844-7557	〒850-0036 長崎市五島町1番21号 カーニブレイス長崎4階 095-832-8100 095-832-8111
長崎支部	赤坂 行広	TEL FAX	095-895-7276 095-895-7276	095-895-7324 095-895-7326
長崎支部	川原 倫彦	TEL	095-845-4138	095-861-8247
長崎支部	北川 亮	TEL	095-861-6579	095-865-6773
長崎支部	木下 賢一	事務所名称	行政書士木下法務会計事務所	四季行政書士事務所
長崎支部	小林 宏藏	事務所名称 所在地 TEL FAX	こばやし行政書士事務所 〒851-2124 西彼杵郡長与町吉無田郷 48-18 095-883-3236 095-883-8236	行政書士法人あおぞら 〒850-0834 長崎市上小島5-1-18 095-827-8813 095-827-8813

支 部 名	氏 名	変更箇所	変 更 前	変 更 後
長崎支部	中村 秀樹	事務所所在地	〒852-8061 長崎市滑石3丁目32番29号 山下マンション403号	〒852-8156 長崎市赤迫3丁目6番34号
長崎支部	布江 勇樹	事務所名称 所在地 TEL	行政書士アイアール法務事務所 〒850-0035 長崎市元船町7番1号 ハウス流通ビル2階 090-3193-1515	行政書士長崎法務事務所 〒851-2103 西彼杵郡時津町元村郷913番地8 095-894-5977
長崎支部	福山 巖	TEL	050-5534-7457	050-5875-0416
長崎支部	武藤 圓	TEL FAX	095-823-0300 095-823-0300	095-807-6694 095-807-2152
長崎支部	山崎 三郎	事務所所在地 TEL FAX	〒851-0134 長崎市田中町1025番地2 095-830-1661 095-830-1661	〒851-0103 長崎市中里町1576番地7 095-801-7575 095-801-7575
佐世保支部	伊澤美津紀	TEL	0956-31-0810	0956-80-7038
佐世保支部	坂梨 哲郎	氏 名	坂梨 哲郎	坂梨 哲朗

◇ 単位会異動 ◇ 次の方が単位会を異動されました。

支 部 名	氏 名	変更箇所	変 更 前	変 更 後
長崎支部	中上 孝哉	所属行政書士会	長崎県行政書士会	福岡県行政書士会

◇ 物故会員 ◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

所 属 支 部	氏 名	住 所	備 考
長崎支部	藤本 紀一 様	長崎市	平成25年08月03日 ご逝去 平成12年04月03日 入会
長崎支部	横田 幸信 様	島原市	平成25年12月03日 ご逝去 平成17年11月01日 入会
北松支部	入江 了介 様	大村市	平成25年10月27日 ご逝去 昭和51年04月16日 入会

会員の変更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう！！

◆ 業務関係のお知らせ ◆

下記は、本会ホームページ上（「会員専用ページ」の「事務局よりお知らせ」欄）で、逐次お知らせしている案件です。日行連や国土交通省ほか関係諸官庁より連絡があったものです。内容については添付ファイルをご確認いただく旨お知らせをしています。ホームページ上でご覧いただき日常の業務にお役立てください！！

◆小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）の成立・公布について H25.7.25

PDF: [427] 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）の成立・公布について

◆執行官の採用選考受験案内について H25.7.25

PDF: [日行連発第415号] 執行官の採用選考受験案内について

◆社労業務取扱証明書の発行について（お願い） H25.7.26

PDF: [日行連発第441号] 社労業務取扱証明書の発行について（お願い）

◆『行政書士関係法規集（抄）・行政書士必携』の単体販売に係る希望冊数調査について H25.8.6

PDF: 473—H25.8.6「行政書士関係法規集（抄）・行政書士必携」の単体販売に係る希望冊数調査について

◆中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業について（ご案内） H25.8.6

PDF: [475] 中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業について（ご案内）

◆建設業許可研修会について H25.8.9

WORD: 建設業研修会案内

WORD: 申込書（建設業研修会）

◆平成25年度経営革新・新分野進出等建設業支援セミナーについて H25.8.13

PDF: 平成25年度経営革新・新分野進出等建設業支援セミナーについて

◆QSSまとめ払い・一括利用の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて H25.8.16

PDF: [日行連発第498号] 自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）

WORD: 新規1.まとめ払い利用申請書（様式）【新規登録記入例入り】

WORD: 新規2.仕様書開示／一括利用開始依頼書（様式）【新規登録記入例入り】

WORD: 更新1.まとめ払い利用申請書（様式）【有効期限県庁記入例入り】

WORD: 更新2.仕様書開示／一括利用開始依頼書（様式）【有効期限延長記入例入り】

◆「障がいをもつ人を地域の担い手に」開催のお知らせ H25.8.23

WORD: 障がいをもつ人を地域の担い手に

◆本会会長便りについて H25.8.26

本年度より「本会会長便り」と題しまして、毎月会長の動きを会員の皆様にメールにてお知らせする予定です。ご希望の方は支部名と氏名を本会事務局までメールにてお知らせ下さい。



ホームページ
見てるじゃん？！

◆産業廃棄物処理業の許可更新期限を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定等の付与について H25.8.29

PDF: [日行連発第544号] 産業廃棄物処理業の許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定等の付与について

PDF: [環廃産発第13082712号] 許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

◆行政書士電子証明書の普及推進に係る周知チラシについて H.25.8.30

PDF: [日行連発第546号] 行政書士電子証明書の普及推進に係る周知チラシについて

◆「国際出入国管理セミナー」開催のご案内 H25.9.3

PDF: 「国際出入国管理セミナー」開催のご案内

◆平成25年度「成年後見制度講演会」について H25.9.6

PDF: 平成25年度「成年後見制度講演会」について

◆研修会のご案内 H25.9.9

WORD: 研修会のご案内 (行政法研修)

WORD: 行政法研修会 (申込書)

◆研修会 (2) のご案内 H25.9.12

WORD: 研修会のご案内 (基礎研修)

WORD: 基礎研修会 (申込書)

◆産廃許可申請に係る経営診断書作成の調査について (依頼) H25.9.12

WORD: 産廃許可申請に係る経営診断書作成の調査について (依頼)

WORD: [回答用紙] 産廃許可申請に係る経営診断書作成の調査について (回答)

◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について H25.9.12

PDF: [日行連発第597号] 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について

◆研修会のお知らせ H25.9.18

PDF: H250928info2

◆日行連よりお知らせ H.25.9.18

PDF: [日行連発第543号] 「日行連自動車登録OSSセンター」看板設置に係る登録会員名簿について

PDF: [日行連発第131号] 日行連自動車登録OSSセンター構想による看板について

WORD: 別紙①日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用(支所看板設置)運用基準(案)

WORD: 別紙②日行連自動車登録OSSセンター支所登録申請書

PDF: 別紙④日本行政書士会連合会 自動車登録OSSセンター設置規則

◆研修会について H25.9.19

PDF: [日行連発第614号] 平成25年度特別研修 (行政法)

PDF: 別添1「特別研修＜行政法＞」開講のご案内 (日本行政10月号)

WORD: 研修会のご案内 (入管法研修)

WORD: 入管法研修会 (申込書)

◆「国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）」に関するお願い
H.25.9.30

PDF:「国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）」に関するお願い

◆日行連よりお知らせH25.10.1

PDF:【日行連発第669号】犯罪被害財産支給手続の周知について

PDF:【日行連発第674号】ぱちんこ営業における消費税等の取扱いに関する指導について

PDF:【別添】ぱちんこ営業における消費税等の取扱いに関する指導について（通達）

◆日行連よりお知らせH25.10.9

PDF:【日行連発第721号】納税証明書のオンライン請求について

PDF:【日行連発第722号】国土利用計画法に基づく事後届出制の周知等に関する通知について

◆日行連よりお知らせH25.10.16

PDF:【日行連発第746号】執行官の採用選考受験案内について（熊本）

PDF:平成25年度執行官採用選考（第2回）受験案内（熊本地裁）

PDF:【日行連発第749号】交通事故関連実務者との意見交換会のオブザーバー出席について（お願い）H25.10.17

◆中小企業経営セミナー開催について H25.10.17

PDF:中小企業経営セミナー開催について

◆日行連よりお知らせH25.10.17

PDF:【日行連発第752号】消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いに関する通達について

PDF:【日行連発第771号】「国の行政手続のオンライン利用に関する御意見・情報提供のお願い」についてH25.10.18

◆普及版道路交通法について H25.10.30

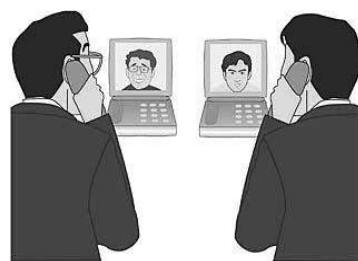
PDF:普及版道路交通法

◆九州北部税理士会長崎支部40周年記念講演会開催について H25.10.31

PDF:九州北部税理士会長崎支部40周年記念講演会開催について



本会HPの会員専用ページは、『ユーザー名』と『パスワード』がないと開きません。パスワード等について不明な方は、事務局までお問い合わせください！



（※平成25年7月25日から平成25年10月31日までの「お知らせ」分です。）

「椎葉村」

雑

感

諫早支部 野崎 省三

当支部恒例の「研修親睦」旅行、九州の中で今まで行ったことがないということで今回は宮崎県に決まった。平家落人伝説と「ひえつき節」の里、椎葉村である。

旅行プラン担当のベテランが交替(こうたい)したこともあって、初めての一般の1泊2日のツアーに乗っかることにした。参加者は当支部の8名とその他7名の総勢15名で、ツアーが成立するぎりぎりの人数だったことを後で聞いた。当日は朝から曇ってはいたが、フェリーに乗るころは島原港も島原城も、そしてやがてだんだん小さくなって離れていく眉山もすべてが靄(もや)につつまれて白くかすんでいた。

フェリーが出ると売店が開(あ)くのを待って早速缶ビールを買い求めた。左右に静かに揺れる船に身をまかせているとだんだん酔いがまわって陶然(とうぜん)としてきた。すると体に元気が漲(みなぎ)ってきて、やっと自分を取り戻したような気分になる。まだ朝の10時、これが旅の醍醐味、まさに至福の時である。この日のために1ヶ月近くノンアルコールだけで肝臓を休めていたのだ。構うものか。

しばらくバスに揺られていると小用をもようしてきた。フェリーで飲んだが2本目の缶ビールが余計だったかもしれない。もう我慢の限界、勇気を出して添乗員に申し出た。沿道の小さな名もないコンビニのトイレを借りることができた。用を済ましてバスに帰ろうとするとみんなもゾロゾロバスから降りてくるではないか。恥をしのんで手を上げたのに、我慢できなかったのは自分だけじゃなかったんだ。言い出(だし)っぺの自分だけが何か損をしたような気がした。

昼食の席は通潤橋から4・5分のところに予約してあった。

食事がすんだのが11時55分、急いで跳んで行った。丁度放水の栓を抜くところだった。一日一回、正午にしか放水しないという、貴重な瞬間に間に合った。勢いよく飛び散って落ちていく水を見ていると、つい引き込まれそうであった。下にまわって橋を見上げると、緻密(ちみつ)に積上げられたアーチ式の石橋で、江戸時代に築かれたものかどうか。イニシヘ人(びと)の技術力の凄さにしばし感心した。さしずめ、中島誠之助氏なら「イー仕事してますネー」とうなったことだろう。



急にスピードを落としたバスがやおら方向変換したところで、今宵の宿の御主人がわれわれ一行を出迎えてくれた。そこは交通の要衝、「馬(ま)見(み)原(はら)」である。宿の主人が「馬見原」から宿までの案内を買って出たのである。因みに「馬見原」という地名のいわれは、追討の命を受けた大八郎がこの地に攻め入った時、大八郎率いる大軍の馬でこの辺一帯埋め尽くされたことによる、という宿の主人の言。

五ヶ瀬町から椎葉村にまたがる標高1,600メートルの国見峠。

旧道は車で小1時間かかったという。平成8年国見トンネル(全長2,777メートル)が完成すると五ヶ瀬町から椎葉村までもものの3分で通り抜けるという。説明する主人の話し振りに「それまでの苦労は一体何(なん)だったんだ」と、難儀しながら越えた頃の怨念が微妙にこもっているように感じられた。

今やその旧道は苔(こけ)むして錆付いたガードレールがところどころに残っていて、かろうじてそれと分るくらいである。

峠を抜けると次は「大久保のヒノキ」と「八村杉の大木」。

マイクロバスが木ノ葉のように揺れながら急な坂道を上って行く。行止りが村営バスのバス停になっていてバスはそこまでしか上れない。村の老女が二人、仕事の手を休めてバスから降りた我々一行をジーと不思議そうに見ていた。

バス停から少し入った森の中に「大久保の大ヒノキ」がある。樹齢800年とか。自然に枯れたのであろう何本かの下枝が切り落とされている。風雪に耐えてここまで生きてきたのであろう、老体という感じで何か痛々しい。

そこからバスで数分下ったところに「十根川神社」があって、その境内に「八村杉」が悠然(ゆうぜん)と聳(そび)えている。この八村杉は800年という樹齢にもかかわらず、真直ぐ天空に向かって伸びており、その姿・形は見事というほかはない。資料を見て気が付いたのだが「大久保のヒノキ」は県の天然記念物、「八村杉」は国の天然記念物に指定されている。800年有余という気の遠くなるような時をともに生きてきたのにその差は一体どこからくるのだろう。単なる美醜の差でもあるまい。

「椎葉民俗芸能博物館」は昔の椎葉村の四季の暮らしを、民具や衣装とともに展示してあって、椎葉村の歴史が一目で分かる一見の価値ある貴重な博物館であった。博物館を出て、階段を上り切ったところが厳島神社。平清盛が建立した広島厳島神社をこの地に分社したのが那須大八郎とか。この辺の話になると凡人の考証能力では判断できない。

ただ、境内の一隅に横綱「貴乃花」が手ずから植えた記念樹が大人の背丈ほどに伸びていたのが印象に残った。

「鶴富屋敷」は鶴富姫と大八郎が暮した住まいとのこと。いわは、新婚ふたりのスイートホームということか。しかし、これも所詮「伝説」の範疇である。

「鶴富屋敷」を通り抜けるとその20メートル位先に鶴富姫の墓石が立っている。墓地に立てた案内板の文中に「その方(ほう)の懐妊、我覚えあり、男子ならば本国下野に差越すべし、女子ならば遣(つかわ)すに及ばず宜敷く取り計うものなり」という件(くだり)がある。この辺からが下司の出番である。大八郎は何故即刻追討の命を果たして帰還しなかったのか。椎葉に何故3年も滞在したのか。

血気盛りの大八郎27歳、芳紀まさに19歳の鶴富姫、出会ったふたりが恋に落ちるのはこれまた自然の摂理。

もしかしたら“できちゃった”のではないか。だとすれば“できちゃった婚”のルーツじゃないのか。

翌日の帰りの車中で大いに盛り上がった。「伝説」をここまで冒涇(ぼうとく)していいのか、ゲスのかんぐりとはとどまるところを知らないから恐ろしい。紙数が残り



り少なくなってきた。先を急ごう。夜の宴席がまたまた貴重な体験となった。宿の主人による神楽太鼓の撥(ばち)捌(さば)きと民謡、仲居の正調ひえつき節、普通の唄い方に耳なれた人には何か調子ハズレに聞こえなくもない正調ひえつき節。

しかし本場の本物だけあって哀調が切々と聞く人の胸を打つ。それもその筈。ひえつき節は大八郎・鶴富姫の恋唄である。

それから、何と言っても旅の仕上げは地酒に尽きる。

白玉の歯にしみとほる秋の夜の
酒はしづかに飲むべかりけり



とうたった酒聖 若山牧水の生まれ育った故郷(ふるさと)がここ宮崎であってみれば、それもまたむべなるかなである。「千徳」のなんと旨いことか、2本も追加してしまった。

宴のあと、みんなは連立って近くの「民俗芸能館」へ神楽を観に出掛けてしまった。小生は、巨人・楽天戦のため独り部屋に残った。楽天の初優勝を見届けたいという誘惑に負けたのだ。結果はエースが打たれて4対2の惨敗。神楽から帰ったみんなが口々に「物凄くよかった、感動した」と誉めそやすのを聞き、楽天が負けたこともあって、別行動をとってしまった自分の行為がひどくくやまれた。

おわりに吉川英治は「新・平家物語」を書くにあたって、ここ椎葉村に逗留したといわれている。その本をまだ読んでいない。

読み終えたら、もう一度椎葉の里をゆっくり訪ねてみたいと強く思った。

戸籍 謄本 職務上請求書 について 住民票の写し

職務上請求書の記載方法等の周知徹底について、これまでも関係機関より要望書等が提出されてきましたが、今回、下記により、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会会長名並びに同協議会の幹事長名にて要望書が提出されました。

使用にあたっては、関係機関等よりの指導並びに指摘を受けることのなきよう会員各位
『職務上請求書の適正な使用並びに管理の徹底につとめましょう！！』

下記の事項が要望書の内容です。

長 戸 協 第36号
平成25年12月11日

長崎県行政書士会
会長 森田 忠幸 様

長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会
会長 長崎市長 田上 富久 ㊟

職務上請求者の記載方法等の周知徹底について（要望）

平素より、県内各市町における戸籍住民基本台帳事務の円滑な処理に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職務上請求書でのご請求につきましては、戸籍法及び住民基本台帳法に基づいて、職務上請求書の根拠となる疎明資料（依頼関係の真実性を担保する書類等）の添付を要することなく、記載事項のみで審査し対応しているところです。

しかしながら、一部ではありますが、交付の可否について判断するための唯一の情報である請求書の記載に不備があり、確認作業に時間を要し、事業の円滑な遂行に支障をきたす場合も生じています。さらに、窓口において事務所の使用者に対し必要な説明や補正を求めた場合に拒否される事例もあっております。

つきましては、貴会におかれましては、会員の皆様が戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴う法の趣旨をご理解のうえ、職務上請求書に明らかにすべき事項の記載漏れがないように、また、窓口において市町職員が行うおたずねや補正には真摯な態度で応じていただきますよう各事務所職員の皆様へ周知徹底くださるよう格段の御配慮をお願いいたします。

なお、本事項につきましては、過年度に引き続き今年度も全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会において関係各位への周知徹底を法務省及び総務省に対して要望しており、すでに関係団体へ周知が図られているとのことでありましたので申し添えます。

（※上記内容の下線については、編集過程で編集人が行ったものであり、本書に下線引きされているものではありません。【編集人】）

>事務局からのお願い<

……………戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（新様式）の無償差し替えについて……………

事務局にて、偽造防止強化策を導入した「職務上請求書」の無償差し替えを現在行っております。現行様式の職務上請求書については、平成26年4月1日以降も継続して使用することは可能ですが、偽造、不正使用等の防止するため早めの新様式への差し替えをお願いいたします。

なお、「差し替え対象」、「無償差し替え期間」、「差し替えの際、提出していただくもの」等、問い合わせについては、事務局まで、ご連絡ください。

会員の動き

■ 登録者数（平成25年12月20日現在）

登録者数			359	人
内 訳	男	女	329	人
	男	女	30	人
個人事務所開業	男	女	326	人
	男	女	30	人
行政書士法人社員	男	女	3	人
	男	女	-	人
使用人行政書士	男	女	-	人
	男	女	-	人

■ 異動状況（平成25年7月2日～平成25年12月20日）

新規登録			5	人
内 訳	男	女	5	人
	男	女	-	人
登録抹消			7	人
内 訳	男	女	6	人
	男	女	1	人
廃業			4	人
死亡			3	人
その他			-	人

■ 法人会員（平成25年12月20日現在）

法人会員数	2
-------	---

掲 示 板

会員の皆様へ

e-Taxのご利用案内

平成25年度分確定申告から
e-Taxで所得税の申告を！！
難しい作業ではありません。
勇気を出して挑戦を！！

国税庁e-Taxホームページから
「利用案内」に従って確定申
告書を作成し終わったらイン
ターネットで送信です。

まずは、国税庁のe-Taxホ
ムページをご覧ください。

長崎県行政書士会

編 集 後 記

あけまして  おめでとうございます。

つい、このあいだまで第173号の編集に携わったかと思いきや今回の新年号の発行までは、年末年始が無いほどのあっという間でした。この時期の発行は、編集人の愚痴ではありますが最終の編集会議までの原稿づくりで年末年始に大きな負担となります。歴代の広報部長さんの辛さが身に沁みる実感を覚えます。前号から編集作業については、私の独断で事務局から頂いたデータ、資料等をもとにWordとExcelにて編集を行い、事前の広報会議を経て印刷会社にデータとして持ち込んでいます。そのデータを印刷会社がPDFに変換し、印刷、製本し事務局からの発送となります。印刷会社での編集作業がない分、時間的には大きく短縮されます。PDF変換とそれに伴う印刷機器技術の進歩によりこれまでと完成度についてはあまりが遜色ないと云われていますが、皆さんご覧になって如何ですか！？

新年号の発行時期ですが、年賀状とともに本会報誌も読んで貰いたいものです。第176号の発行は、そうなるよう種々努力します。また、前号の編集後記ではコンテンツの充実を図ることも一つの目標に掲げましたが思うようにいかないのが現実です。焦らず少しずつ前進するすることを目指します。

会員皆様からの広報誌に関するご意見や投稿をお待ちしています。

本年も編集委員一同頑張ります。よろしく願いいたします。

なお、これまで年頭所感として長崎県知事よりメッセージを頂いていましたが、今回は、予定されています知事選挙の関係によりご遠慮させて頂きました。（編集人：黒瀬勝弘）



第174号
平成26年1月27日発行

発行人 森田 忠幸
発行所 長崎県行政書士会

〒850-0031
長崎県長崎市桜町3番12号

電話：095-826-5452 F A X：095-828-2182

製作・印刷 合資会社 巖原印刷所

【編集委員】

企画広報部長 黒瀬 勝弘
同 部 員 諫山淳一郎
同 部 員 今里 佳重
同 部 員 佐々木 彩
(事務局職員)

おかげさまで
民間分析機関 受付実績

No.1
(弊社調べ)

建設業 経営状況分析 ワイズ公共データシステム 株式会社



最新OS

Windows 8.1

32bit / 64bit に対応しております

Windows8 / 7 / Vista / XP のパソコンで
お使いになれます

電子申請支援システム 建設業統合版

経審・建設業許可・財務諸表・工事経歴書
顧客管理の行政書士様向け建設業ソフト

インストール後

**1年間
完全無料**

**導入料金
不要**

ワイズ公共データシステムへの

**年間3件以上の
経営状況分析申請で**

※年間2申請の場合：10,000円/年、1申請の場合：
20,000円/年、申請なしの場合でも30,000円/年にて
更新することができます。

**翌年も
無料**

**保守料金
バージョンアップ
料金
不要**

経審・建設業許可・財務諸表等
これ1本で全部できます



経審評価
シミュレーション

経審
建設業許可
申請書類作成

財務諸表
税処理変換

顧客管理
月次管理

工事経歴書
自動集計機能

他社製
建設業ソフトからの
データ移行も
簡単にできます

※表記されている会社名・商品名は各社の登録または登録商標です。

経営状況分析詳細資料・建設業ソフトCDを送付いたします。



メールにて
info@wise-pds.jp



お電話にて
092-292-8101



ホームページから
ワイズ公共

事務所名	TEL	FAX
ご担当者様	ご住所 〒	-

国土交通省登録 経営状況分析機関
登録番号 4

ワイズ公共データシステム 株式会社

■ 福岡営業所 福岡市博多区博多駅前3-4-8ダヴィンチ博多シティ3階



■ 本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 info@wise-pds.jp
■ 北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目11番地1 23山京ビル7階 TEL 011-802-7685
■ 大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町3階 TEL 06-6948-6615

行政書士会報
COSMOS
第174号

発行所 長崎県行政書士会 発行人 森田 忠幸 編集人 黒瀬 勝弘
〒850-0031 長崎県長崎市桜町3番12号 TEL : 095-826-5452 / FAX : 0950-828-2182